

始良市子ども館一時預かり保育事業業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、始良市子ども館一時預かり保育事業に係る受託者を公募により選定するために必要な事項を定めるものである。

1 本件業務の目的

本件業務は、保護者の通院、冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育が困難となった場合や、育児疲れによる心理的・身体的な負担の軽減解消などに対応するため、乳幼児を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉向上を図ることを目的に、実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

始良市子ども館一時預かり保育事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「始良市子ども館一時預かり保育事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に掲げる業務

(3) 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

※公募型プロポーザル審査において契約予定者として決定した日から、令和6年3月31日までの期間は、委託準備期間とし、円滑な運営に向けた準備等を実施すること。

※仕様書が定める水準の一時預かり保育事業の実施が期待できないと認められる場合は、委託期間内であっても委託事業者を変更できるものとする。

(4) 実施場所

始良市加治木町本町 400 番地

始良市子ども館一時預かり保育室

(5) 委託料上限額

20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）/年

（ただし、上記の金額は予定価格を示すものではなく、上限額であることに留意すること。）

(6) 公告

令和5年10月25日（水）に始良市公式ホームページに掲載。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる全ての要件を満たす単独法人とする。

(1) 令和5年4月1日現在、平成31年4月1日以降鹿児島県内において、以下のいずれかの施設又は事業の運営実績が1年以上あること。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園

ウ 法第39条に規定する認可保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。）

エ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第5項に規定する地域型保育事業

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない事業者で

あること。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない事業者であること。
- (4) 始良市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 33 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定に該当していない事業者であること。
- (5) 国税（法人税・消費税）、市税を滞納していないこと。
- (6) 公告の日から契約日までの間のいずれの日においても、始良市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要領（平成 22 年訓令第 56 号）（以下「指名停止要領」という。）による指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 公告の日から契約日までの間のいずれの日においても、指名停止要領別表第 1 各号又は別表第 2 各号に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

4 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルについては下表に示す日程により実施する。

なお、日程に変更が生じる場合は、市ホームページ等により公表するものとする。

	実施内容	実施期間又は期日
参加資格 審査等	プロポーザル開始の公告	令和 5 年 10 月 25 日(水)
	参加表明手続きに関する質問の受付	令和 5 年 10 月 25 日(水) から 令和 5 年 11 月 6 日(月) まで
	参加表明手続きに関する質問の回答日 (公表日)	令和 5 年 11 月 7 日(火)
	参加表明書等の受付期間	令和 5 年 10 月 25 日(水) から 令和 5 年 11 月 10 日(金) まで
	参加資格審査・参加資格審査結果の通知 日	令和 5 年 11 月 13 日(月)(予定)
一次審査	企画提案書に関する質問の受付	令和 5 年 11 月 14 日(火) から 令和 5 年 11 月 24 日(金) まで
	企画提案書に関する質問の回答日(公表 日)	令和 5 年 11 月 27 日(月)
	企画提案書等の受付期間	令和 5 年 11 月 14 日(火) から 令和 5 年 12 月 1 日(金) まで
	一次審査	令和 5 年 12 月 4 日(月)(予定)
	一次審査結果の公表・通知日	令和 5 年 12 月 7 日(木)(予定)
二次審査	二次審査(プレゼンテーション及びヒア リング)	令和 5 年 12 月 19 日(火)(予定)
選定結果の公表		令和 5 年 12 月 20 日(水)(予定)
委託内容等の協議		令和 5 年 12 月 21 日(木) から 令和 5 年 12 月 25 日(月) まで
契約締結日		令和 5 年 12 月 26 日(火)(予定)

5 参加表明手続きに関する質問の提出及び回答

参加表明手続きに関する質問がある場合は、次により質問書（様式2）を提出すること。

- (1) 提出期間 令和5年10月25日（水）から令和5年11月6日（月）までの期間において、午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。）
- (2) 提出方法 事務局へ電子メールにより提出する。なお、電子メールの表題に「始良市子ども館一時預かり保育事業業務委託プロポーザル質問書」の文字列を必ず入力すること。また、電子メール送信後に電話連絡により事務局が受信していることを必ず確認すること。
- (3) 回答方法 質問回答書として取りまとめ、令和5年11月7日（火）午後5時までに市ホームページに掲載して公表する。なお、質問に対する個別の回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。また、質問者の名称は公表しない。

6 参加表明書等の受付

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、以下により参加表明書（様式1）を提出すること。

- (1) 提出期間 令和5年10月25日（水）から令和5年11月10日（金）までの期間において、午前9時から午後5時まで（ただし、日曜日、土曜日、祝日は除く。）
- (2) 提出方法 事務局へ持参又は郵送により提出すること。郵送により提出する場合は、受付期間内に事務局必着とし、配達完了を確認することができる書留郵便又は宅配業者等による信書便によるものとする。

7 参加資格審査の実施

参加資格要件に該当するかの確認を事務局において行う。

- (1) 予 定 日 令和5年11月13日（月）
- (2) 結果の通知 参加資格審査の結果は令和5年11月13日（月）に一次審査の対象者及び非対象者に対し、電子メール及び文書にて通知する。なお、非対象者についての説明を求めることはできない。

8 企画提案書に関する質問の提出及び回答

企画提案書に関する質問がある場合は、次により質問書（様式2）を提出すること。

- (1) 提出期間 令和5年11月14日（火）から令和5年11月24日（金）までの期間において、午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。）
- (2) 提出方法 事務局へ電子メールにより提出する。なお、電子メールの表題に「始良市子ども館一時預かり保育事業業務委託プロポーザル企画提案書等質問書」の文字列を必ず入力すること。また、電子メール送信後に電話連絡により事務局が受信していることを必ず確認すること。
- (3) 回答方法 質問回答書として取りまとめ、令和5年11月27日（月）午後5時までに市ホームページに掲載して公表する。なお、質問に対する個別の回答は行わず、電話等の対応も一切行わない。また、質問者の名称は公表しない。

9 企画提案書等の提出

参加申込書を提出した事業者は、以下により企画提案書（様式3）等を提出すること。

- (1) 提出期間 令和5年11月14日(火)から令和5年12月1日(金)までの期間において、午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
- (2) 提出方法 事務局へ持参又は郵送により提出すること。また、郵送により提出する場合は、受付期間内に事務局必着とし、配達完了が確認できる書留郵便又は宅配業者等による信書便によるものとする。
- (3) 提出書類 様式3～様式8の提出書類を上から順に並べたものを、正本1部、副本10部をそれぞれ製本(表紙に事業名、事業者名、作成日、正副の別を表記し、ファイル等で綴じること。)し、提出すること。
- (4) 参加辞退について
企画提案書提出後、参加者の都合により本業務のプロポーザルに参加できなくなったときは、令和5年12月1日(金)(午後5時必着)までに事務局まで辞退届(様式9)により申し出るものとする。

10 一次審査の実施

一次審査は提案書等の提出書類により実施し、管理運営体制等の確認を事務局において行う。

- (1) 予 定 日 令和5年12月4日(月)
- (2) 結果の通知 一次審査の結果は令和5年12月7日(木)に二次審査の対象者及び非対象者に対し、電子メール及び文書にて通知する。なお、非対象者についての説明を求めることはできない。

11 二次審査の実施

事業者の提出した企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うものとし、次によりヒアリングを実施する。なお、二次審査は公開とする。

- (1) 予定日時 令和5年12月19日(火)14時から
- (2) 実施場所 始良市役所加治木総合支所多目的ホール
- (3) 説明者 様式3に記載する担当者を含め2人以内とする(機器操作者として別に1人のみ出席を認めるが、発言はできないものとする。)
- (4) 持ち時間 プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分程度とする。
- (5) 使用機材 会場には、プロジェクター及びスクリーンは準備するが、パソコンその他の機材は各事業者が準備すること。
- (6) その他 (1)～(5)については、予定が変更になる場合がある。なお、変更があった場合は、事業者に文書にて通知するものとする。

12 事業者の選定方法

別に定める始良市子ども館一時預かり保育事業業務委託事業者選定委員会規程第1条に基づき設置する、始良市子ども館一時預かり保育事業業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」)において、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容により、評価基準に基づく総合的な審査を経て、最も優秀な事業者を委託候補者として特定する。ただし、最も優秀な事業者であっても、選定委員会による審査の結果が一定の点数に満たない場合は、委託候補者とはしないものとする。

また提案事業者が1者の場合であっても、選定委員会による審査を行うものとする。

審査の結果は、提案事業者に書面にて通知するほか、委託候補者名を始良市ホームページ内において公表する。

13 契約の締結

前項に定める委託候補者と仕様について詳細な打ち合わせ後、契約の交渉を行う。契約交渉が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

14 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。第12項により特定された企画提案が無効となった場合は、評価により順位付けられた順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公正性・公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査員又は関係者に本企画提案に対する助言を求めた場合
- (5) 2に定める委託料上限額を超えた場合
- (6) 3に定める参加資格を満たさなくなった場合

15 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、応募及びヒアリング等、本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認めない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局へ連絡すること。
- (7) 様式3に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の担当者であることの承認を得なければならない。

16 事務局（担当課・問合せ先）

〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町25番地
始良市保健福祉部 子どもみらい課 子ども政策係
TEL:0995-66-3248
Mail : kosodate@city.aira.lg.jp